

デザイン書体ゴナ事件

最一判120907

新たに創作したタイプフェイス(文字フォント)が著作権で保護されるか。



ゴナ書体

印刷用書体一般の著作物性を否定

- ・ 従来の印刷用書体に比して**顕著な**特徴を有する**独創性**
- ・ それ自体が**美術鑑賞**の対象となり得る美的特性が必要

なぜなら、

印刷フォントの利用に著作権者の許諾が常に必要になり、改良もできなくなる。さらに著作物の**公正な利用**に留意しつつ、**・・・**もって文化の発展に寄与しようとする著作権法の目的に反することになる。

著作権の成立に審査及び登録を要せず、著作権の対外的な表示も要求しない我が国の著作権制度の下においては、わずかな差異を有する無数の印刷用書体について著作権が成立することとなり、**権利関係が複雑になり、混乱を招く**